

## 職員に対する懲戒処分について

### 1 処分対象者及び処分内容

#### ①処分対象者

| 所属名     | 職名 | 年齢  | 性別 |
|---------|----|-----|----|
| 消防本部予防課 | 主任 | 52歳 | 男性 |

#### ②処分内容

戒告

### 2 処分年月日

令和6年7月26日

### 3 処分に至った非違行為の概要・経過及び処分理由

#### ①概要 個人の秘密情報の目的外収集

#### ②経過

- ・令和6年5月10日 外部機関からの添付資料により現認
- ・令和6年5月11日～ 消防総務課による内容及び状況調査
- ・令和6年6月25日～ 人事課による当事者及び関係者聞き取り
- ・令和6年7月11日 三田市職員分限懲戒審査委員会

#### ③処分理由

被処分者は、職場内の情報処理端末の操作権限を利用し、外部機関への申請手続きに供する目的で、三田市情報セキュリティポリシーに定める「重要性分類Ⅰ」に該当する、手続きとは関係のない他の職員の個人情報を記録媒体へ複製し外部機関へ送付した。

このことは、個人情報の保護に関する法律第67条に抵触し、地方公務員法第32条及び第34条の規定に違反する行為である。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号に該当するものとして厳正に処分したものである。